

2018年5月31日

お客様各位

【インドネシア向け】 TAX ID 及び HS CODE のお取扱いに関し (改訂②)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関する5月21日付先状の改訂を下記の通りご案内申し上げます。インドネシア税関(財務省)からの運用部分についての方針が正式に書面で案内がございませんので、現在確認が出来る情報に基づき下記の通り改めてお客様にご案内申し上げます。尚、情報が正しく弊社にご案内頂けない場合は、現地での通関及び貨物のお引渡し時に支障をきたす可能性がございますので、ご留意頂けますようお願い申し上げます。

記

- 事由 : インドネシア財務大臣規則158号通達により、TAX ID 及び HS CODE を  
インドネシア税関へ提出する事が義務化される
- 適用開始日 : Panjang (Lampung) 2018年3月21日現地到着分より  
Jakarta 2018年5月23日現地到着分より  
Belawan (Medan) 2018年7月4日現地到着分より  
Semarang 2018年8月8日現地到着分より  
Surabaya 2018年8月29日現地到着分より  
Pontianak/Makassar/Padang/Banjarmasin/Palembang/Jambi/Balikpapan  
2018年9月26日現地到着分より
- 対象貨物 : インドネシア向けの貨物
- 手配事項 : 以下2点をご案内致します。前回ご案内の内容と異なりますのでご注意ください。

1、Consignee TAX ID (輸入者の納税者登録番号)

※インドネシアではNPWP(Nomor Pokok Wajib Pajak)と呼ばれ、15桁で構成されております。

- 当初はB/L若しくはWAYBILLへの記載をお願いしておりましたが、その後の確認で不要となりました。積み地での情報ご提供は必要ございません。

## 2、HS CODE (輸入統計品目番号)

- 6桁(最低4桁)のHS CODEをShipping Instructionへ記載して下さい  
(記載サンプル: HS CODE#999999)  
※6桁は弊社システム上必要な桁数となります。
- HS CODEが複数に及ぶ場合は、~~主要1品目のHS CODE~~をご連絡下さい  
主要5品目のHS CODEをご連絡下さい

\*\* 税関が求めている品目数は最大で5品目(例えば1B/Lあたり100品目でも主要5品目までの報告)ですが、弊社のシステムと税関システムのミスマッチの都合上、1品目しか報告が出来ない状況です。システム改修を急いでおりますが作業完了までに時間を要します。現在も1品目しか報告出来ておりません。何卒ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

### ※1 既に出港済み、若しくは既にS/Iを弊社へ送付済みの貨物に関しまして

(ConsigneeがNVOCCの場合)

インドネシア側にてONE INDONESIAよりConsignee殿へご連絡の上、TAX IDのご提供依頼をさせていただきますので、適宜現地側にてご協力の程宜しくお願い申し上げます。HS CODEについても同様にご協力の程、宜しくお願い申し上げます。尚、前述の如くB/L等への記載義務はございませんので訂正作業も伴いません。

※マニフェストは本船現地到着の24時間前に送信されますので、ご注意願います

(ConsigneeがBCOの場合)

同通達には、ConsigneeがBCOの場合に限り、2020年までの猶予期間の記述がございますので、積み地、揚げ地でのTAX IDのご提供は求めませんが、HS CODEについては適宜インドネシア側にて情報ご提供をお願いさせて頂く可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

※マニフェストは本船現地到着の24時間前に送信されますので、ご注意願います

(概要)

	出港済み(含、S/I差し入れ済み)		出港予定(含、後日S/I差し入れ予定)	
	TAX ID	HS CODE	TAX ID	HS CODE
BCO	2020年度までの猶予期間を加味し、積み地、揚げ地でのアクションは取らず、そのままマニフェストを送信致します	インドネシア側にてONE INDONESIAよりご依頼させていただきます(現地にてご対応願います)	不要	必要
NVO	インドネシア側にてONE INDONESIAよりご依頼させていただきます(現地にてご対応願います)	インドネシア側にてONE INDONESIAよりご依頼させていただきます(現地にてご対応願います)	不要(都度、インドネシア側にて対応させていただきます)	必要

以上